

代表質問(要旨)

医師の地域偏在の解消策は 若手医師のキャリア形成を支援

(分割質問方式)

長谷川修平議員(民主)

医師の地域偏在の解消を図るためには、若手の医師が医師不足地域で安心して医療に従事できるように支援をしていくことが重要と考えるが、所見は。

知事 医師不足地域の医師確保については、医師修学資金や地域枠により養成した医師を県内に定着させることが大変重要であると考えている。このため、本年四月に新たに地域医療支援センターを設置し、若手医師のキャリア形成支援に取り組むとともに、将来的には、若手医師を地域にバランスよく配置するため調整機能を担っていききたい。

議員 復興庁茨城事務所が業務を開始し、復興交付金などの手配も整った。知事の経験を活かし、一日も早い復興に向け、取り組みを加速させるべき。今後いかに復旧・復興を進めるのか。

知事 今年を復興元年と位置づけ、復興庁茨城事務所とも連携し、県民や市町村、企業などと一緒に一歩も早い復旧・復興に向けて全力で取り組み、安全・安心・快適に暮らせる生活の実現を目指していく。
議員 太陽光発電や風力発電も活かし、エネルギーのベストミックスを目指すべき。原子力発電のあり方が大きな転換を迫



若手医師のキャリア形成支援(県立中央病院)

られている現在、いかに代替エネルギーの確保を目指すのか。
知事 国民的な合意を形成した上で、当面はエネルギー消費の削減に努めつつ、化石燃料の中でも発電コストや環境面で優位な天然ガスを中心とし、将来的には太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの拡大を目指すことが現実的と考える。(ほかに、新しい公共への対応、若年者の雇用対策、地震・津波対策の充実なども質問)

原子力防災計画見直しの課題は

三十キロ圏内の一斉避難は困難

(分割質問方式)

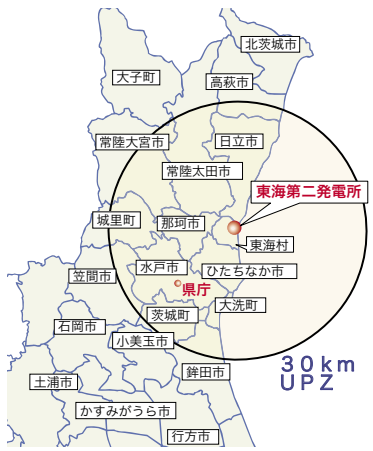
井手義弘議員(公明)

東海第二発電所の三十キロ圏(UPZ※)の人口は全国で最多の百万人規模であり、東海第二発電所の再稼働が前提の原子力防災計画の立案は困難を極めると考えるが、最も深刻な課題は。

知事 UPZについては、人口が多いことから、県内にあるバスを総動員しても、一回に二十万人しか搬送できないため、

一斉に百万人を避難させることは不可能であり、避難手順、避難先の確保、災害時要援護者の避難などを具体的にどうするか、最も深刻な課題である。

議員 国は原子力発電所を四十年で廃炉にするといっており、県内の原子力発電関連施設も十年以内には役目を終えることを前提にした地域振興策



東海第二発電所から半径30km圏内図

が必要である。原子力発電発祥の地・茨城のポスト原発の将来像は。
知事 東海を中心とした地域がつくばなどの連携を強め、原子力関連技術の研究の集積を活かし、世界から注目される研究開発都市に進化し、科学技術創造立国日本の一翼を担う重要な

圏央道周辺開発の支援は 企業誘致の共同実施などで支援

半村登議員(自民)

県西地域の発展の鍵の一つは、圏央道を活かし、産業拠点の創出を目指した周辺開発である。五霞・境・坂東・常総の四市町で開発を計画しているが、県が統率を取って各地区の特色ある開発を進める支援が重要と考える。どう関わっていくのか。

知事 各地区に共通する課題解決に向けた協議の場の設置や、市町と連携した積極的な企業誘致活動の展開を図るなど、引き続き市町の開発構想の具体化に向けて積極的に支援していく。
議員 本県のお茶産地では原発事故に伴う放射性物質の影響を



圏央道利根川渡河橋工事((仮)五霞IC~(仮)境IC間)

低減するため昨年の出荷を断念し、今春の新茶に期待をかけている。四月からの飲用茶の新基準値の適用を踏まえ、お茶の安全性確保にどう対応するのか。
知事 茶樹を深く切り込む深刈りや中切りなどの低減対策を講

じ、さしま茶で出荷制限が解除されている。奥久慈茶などでも、生茶葉での濃度が着実に低減している。三月中旬ごろから始まる枝の剪定作業を徹底する。
議員 境特別支援学校のコンセプト「一人一人に合わせた指導を充実し、自分一人で行えることを増やし、働く力を育てる」の実現のため、体験学習を含めた学習活動をどのように実現するのか。
教育長 実現のための三つの柱一、職場見学や体験学習、現場実習などを充実し就職率向上を目指す。二、学校独自の検定試験を実施し学力や体力の向上を目指す。三、学校を支援してもらう地域サポーター百名、企業サポーター百社の登録を目指す。「さかどく宣言」をまとめた。(ほかに、平成二十四年度当初予算編成方針、古河地区中等教育学校の準備状況なども質問)

あなたの声を県議会に!

【請願・陳情の仕方】

請願・陳情は、県民の皆様の要望や意見を県政に反映させる大切な制度です。

「請願」は、議員の紹介が必要となります。受理した請願は、所管の委員会で審査し、本会議で採決します。本会議での採決の結果は、請願者(複数の場合には代表者)に通知されます。また、採択されたもののうち、執行機関で処理することが適当なものは、これを知事等に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めています。

「陳情」は、議員の紹介は必要ありません。陳情については、所管の委員会に参考送付され、議案の審査等の参考にします。なお、本会議において採否は決定されません。

【請願・陳情書の提出】

請願・陳情を行う場合は、次の様式に基づき、請願書または陳情書を作成し、県議会へ一部提出して下さい。

○必要な記載事項

- 1 請願(陳情)の趣旨
- 2 提出年月日
- 3 請願(陳情)者の住所(法人の場合はその所在)
- 4 請願(陳情)者(法人の場合はその名称を記載し、代表者)の署名または記名押印

詳細については、議会事務局議事課にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

議会事務局議事課 TEL 029-301-5634 FAX 029-301-5629